

長崎県公立高等学校PTA連合会 慶弔規程

(目的)

第1条 本規程は、長崎県公立高等学校PTA連合会所属の慶弔に関する必要事項定め、慶弔の意を表すことを目的とする。

(弔事)

第2条 単位PTA会長・校長並びに本会事務局員の死去について、生花・弔電を送り弔意を表す。生花は15,000円程度とする。

(慶事)

第3条 単位PTAまたは会長、校長が教育やPTA関係で、国政レベルの表彰を受けた場合は、祝電を送る。

(規定外のこと)

第4条 本会と密接な関係にある団体や個人で慶弔に類するなど、その他必要な場合は、上記を参考にして、会長判断で慶弔の意を表すことができる。
ただし、この場合は、役員会で報告することとする。

附 則 本規程は、令和3年4月1日より施行する。